

◆資料④

原子力災害対策特別措置法及び福島県地域防災計画原子力災害対策編等

● 原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報基準

原子力発電所の運転等におけるトラブル等のうち、一定の基準にある事象については、原子力災害に至る可能性という観点から、原子力災害対策特別措置法において、国と自治体に通報することとされている。

この通報基準は、国や自治体が適切な初期動作を確保し、原子力災害の発生又は拡大の防災のために必要な準備を行う段階にあるもので、直ちに住民避難等の措置を取るべき基準となるものではない。

- (1) 発電所敷地境界において、5マイクロシーベルト/時（平常時の100倍）の放射線量を検出した場合。
- (2) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒により原子炉を停止できること。
- (3) 運転中に、非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（炉水）の漏えいが発生すること。
- (4) 運転中に、全ての給水機能が喪失した場合において、高い圧力で原子炉に注水する系統の非常用炉心冷却装置が作動しないこと。
- (5) 運転中に、全ての交流電源からの電気の供給が停止した状態が5分以上継続すること。
- (6) 運転中に、非常用直流母線が一となった場合において、直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
- (7) 運転停止中に、原子炉内に燃料がある場合において、原子炉の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下すること。
- (8) 使用済燃料を貯蔵している燃料プールの水位が、燃料が露出する水位まで低下すること。
- (9) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、同室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 等

● 原子力災害対策特別措置法第15条の緊急事態に該当する事象

内閣総理大臣は、次の事象が生じた場合は、「原子力緊急事態宣言」を発出し、県及び市町村に対し避難等の指示を行う。

- (1) 発電所敷地境界において、500マイクロシーベルト/時（平常時の10,000倍、屋内退避を要する指標の1/20）の放射線量を検出した場合。
- (2) 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。
- (3) 運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（炉水）の漏えいが発生した場合。
- (4) 原子炉への全ての給水機能が喪失した（注水できない）場合。
- (5) 運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉格納容器内の圧力が、設計上の最高使用圧力に達すること。
- (6) 運転中に主復水器による原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
- (7) 運転中に、原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。
- (8) 運転中に、全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止した状態が5分以上継続すること。
- (9) 炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は温度を検知すること。
- (10) 運転停止中に、原子炉の水位が燃料が露出する水位まで低下すること。
- (11) 原子炉制御室及び同室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 等

● 県災害対策本部の設置要件

福島県地域防災計画原子力災害対策編において、知事または災害対策本部長は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとされており、非常配備の種別、内容及び時期等の基準は次のとおりである。

種別	配 備 内 容	配 備 時 期
災 害 対 策 本 部 体 制	原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 (災害対策本部及び原子力現地災害対策本部の設置)	1 発電所の原子力防災管理者から、原法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合。 2 県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。 3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 4 その他必要により、知事が当該配備を指令したとき。

● 学校における避難計画の整備

福島県地域防災計画原子力災害対策編において、学校の管理者は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてることとされている。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母または保護者等への引渡し方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

◆資料⑤

【参考資料】福島県原子力災害対策センターについて(パンフレット抜粋)

福島県原子力災害対策センターの役割

原子力災害時の活動拠点として

原子力災害発生時には、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援等様々な緊急事態応急対策が必要であり、これらの対策等に関係する国、県、市町村、原子力事業者、防災関係機関及び専門家等が一体となって対応する必要があります。

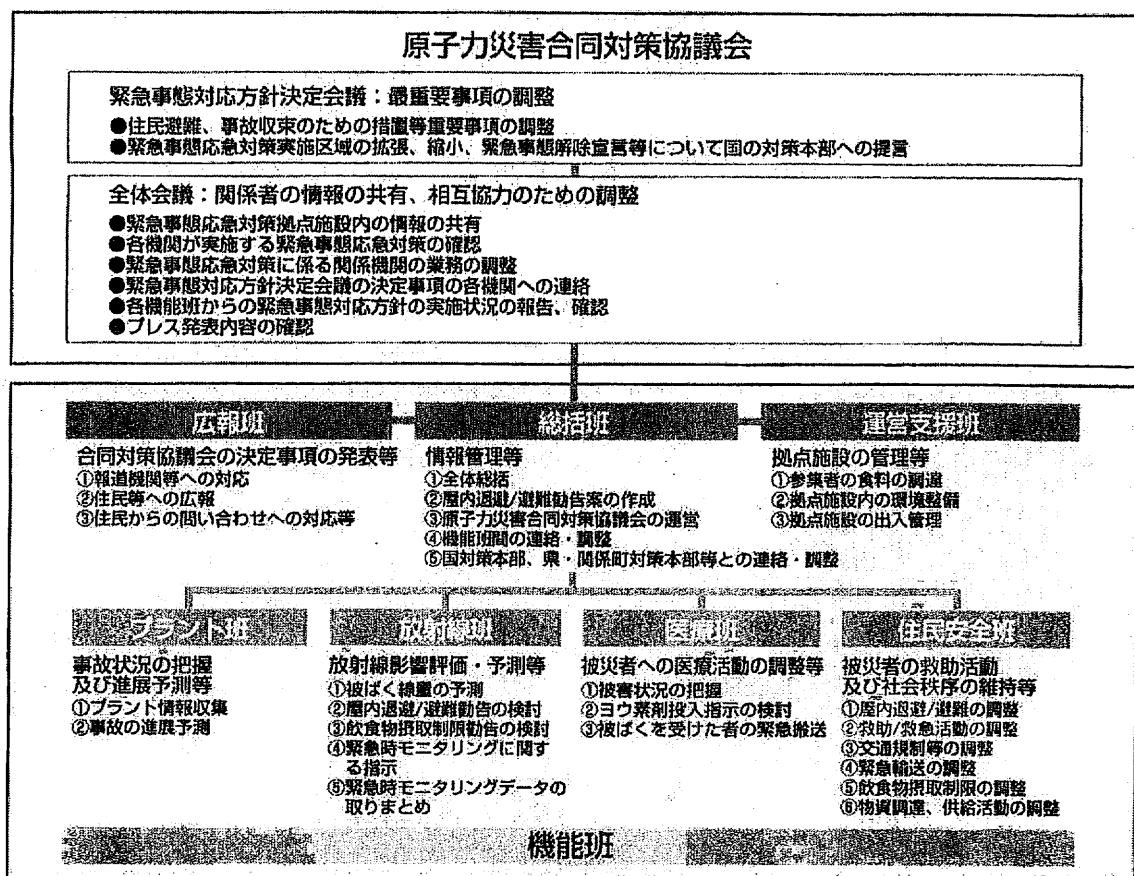
そのためには、これらの関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図ることが必要であり、そのための拠点となる施設が、原子力災害対策特別措置法に定める「緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）」です。

福島県原子力災害対策センターは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所において原子力災害が発生した場合に「緊急事態応急対策拠点施設」として使用することを目的として、福島県と国が協力して整備したものです。

※福島県が土地・建物及び付帯設備を、国が通信設備・情報機器を整備しました。

緊急事態応急対策拠点施設としての機能

福島県原子力災害対策センターには、国と県の現地対策本部が設置されるとともに、関係町、警察、消防、東京電力㈱、防災関係機関及び専門家とともに、「原子力災害合同対策協議会」を組織し、次のような機能を果たします。



原子力災害対策のしくみ

発生した事象が原子力緊急事態に該当する場合（原子力災害対策特別措置法第15条）には、国は内閣総理大臣を長とする原子力災害対策本部を首相官邸に設置するとともに、福島県原子力災害対策センターに、国、県、関係町、事業者、防災関係機関、専門家等が一堂に会する「原子力災害合同対策協議会」を組織して、事故の状況把握と予測、事故収束のための措置、環境放射線モニタリング、住民広報、住民避難・屋内退避、被ばく医療措置、避難した住民に対する支援など各種の応急対策を関係機関が一体となって行います。

異常な事象の発生 (原子力災害対策特別措置法 第10条の特定事象)

国は経済産業省に警戒本部を設置するとともに、現地における防災関係機関の相互の連絡・調整を行うため、福島県原子力災害対策センターにおいて「現地事故対策連絡会議」を開催し、原子力防災専門官が、県や関係町への事態の説明や応急対策に関する助言を行います。

県と関係町は、福島県原子力災害対策センターに職員を派遣し、国、原子力事業者等との情報の共有を行います。

異常な事象が「原子力緊急事態」に該当すれば ……

緊急時（原子力災害対策特別措置法第15条）

万が一緊急事態が発生したら、国、自治体、事業者、関係機関は一体となってその対策にあたります。

